

案件5 事前質問・意見等について

①	地下水、特に井戸水の汚染	質問者	加藤委員
質問意見	<p>災害時、避難場所や町内での井戸水活用は、有効な手段です。 井戸水の汚染状況の地域住民への情報提供と原因への対策はいかがか。 特に大腸菌、硝酸性窒素は、農業、牧畜、下水未整備の影響が大きいと思うが。</p>		
回答	<p>[環境保全課]</p> <p>調査対象である井戸の所有者は個人や事業者であり、その利用者が井戸設置者のみに限られているため、調査結果については所有者に通知し、環境基準を超過した井戸については飲用としての使用をしないよう飲用指導をしております。</p> <p>原因への対策について、人為的な汚染が確認できた際には必要に応じて改善指導等を行います。現在地下水の汚染が確認できた地点については自然由来の汚染が多く、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、考えられる要因が多岐にわたることもあり汚染原因の特定が困難であるため、継続監視調査を行うことで汚染状況の把握に努めております。</p>		
②	3. 継続監視調査 資料2-表2 継続監視調査超過地点	質問者	溝江委員
質問意見	<p>NO, 24、NO, 28、NO, 45の深度が「不明」となっているが、説明の補足をお願いしたい。</p>		
回答	<p>[環境保全課]</p> <p>記載してある深度は井戸所有者より聴取した情報であり、所有者が井戸の深度を認知していないものについては「不明」と表記しております。</p>		
③	3. 継続監視調査 資料2-表2 継続監視調査超過地点	質問者	鈴木(俊)委員
意見質問	<p>継続監視調査地点35箇所中、基準値超過地点が10箇所あり、基準値超過項目が4種類となっております、基準値超過要因については、困難と思いますが調査等実施しているのでしょうか。また、調査汚染物質が人体にどのような影響を与える可能性があるか、具体的に記載しては如何でしょうか。</p>		
回答	<p>[環境保全課]</p> <p>環境基準を超過している4項目のうち、鉛は土壌や岩石など、ほう素及びふっ素は海水に多く含まれている物質であるため、自然由来の影響であると考えております。硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、施肥、家畜の排せつ物、生活排水の地下浸透など考えられる要因が多く、発生源の特定が困難であることから今後も継続監視調査を行い、汚染状況の把握に努めてまいります。</p> <p>また、ご指摘の通り、有害物質が人体に及ぼす影響について具体的に記載したいと考えております。</p>		

④	令和2年度地下水水質測定結果について	質問者	鈴木会長
質問 意見	<ul style="list-style-type: none"> ・資料2 表1～表3に示されている金属類（砒素、鉛）については自然由来と考えてよろしいでしょうか。 ・継続監視調査地点数の推移は、どのような傾向にあるのでしょうか。 		
回答	<p>[環境保全課]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・砒素や鉛といった重金属類は自然界の土壌・岩石・地層に存在することが知られており、揚水などによる地下環境の変化によって溶出するという知見もあります。以上より、砒素、鉛については自然由来によるものであると考えております。 ・継続監視調査につきましては、（前年の）汚染井戸周辺地区調査にて有害物質が検出された地点について調査を行うものであり、3年間環境基準の9割を超過しないことが確認された地点については調査が終了となります。過去5年間において、継続監視調査の増加は平均4本、減少は平均4本とほぼ横ばいですが、調査地点数の増減が単純に汚染の拡大・改善を示すものではないことを申し添えいたします。 		